

岸田文雄内閣総理大臣 殿

国家安全保障戦略等
の改定に対する提言書

令和4年12月7日



代表 馬場 伸幸



国家安全保障戦略等の改定に対する提言書

2022 年末にかけて、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、及び中期防衛力整備計画が改定される見込みである。本改定においては、安全保障環境が深刻化する中であって、将来世代を二度と戦争の惨禍に遭わせないための強固な抑止力を保持することを中心的な目的に据えるべきである。これは、国家の安寧と国民の平穏な暮らしを預かる政治にとって、果たすべき最低限の責任である。

ロシアのウクライナ侵略におけるハイブリッド戦争や、わが国周辺のみ사일等軍事技術革新に見られるように、戦争の定義と攻撃の手段は根本から変化し続けている。攻撃と防御は対になるものであり、防衛も現状変化に呼応する形で定義と手段を変化させていかなければ、国家と国民の安全を守り抜くことはできない。

日本維新の会は、他国の侵略を未然に防ぐに足る軍事・非軍事の防衛能力と平和を創る国際秩序を形成・維持する外交能力の総合力を「積極防衛能力」と定義し、これまで独自の安全保障戦略の基本理念として打ち出してきた。

本提言は、積極防衛能力を基本理念として、安保 3 文書改定においてわが党が重要視する個別の論点に対し、党として公式の見解と提言を述べるものである。

1. 防衛理念の定義と解釈の再検討

- 「専守防衛」の理念の下での積極防衛能力の保持：わが国の防衛の基本理念である専守防衛は遵守すべきである。しかし、専守防衛とは、国土や国民の生命に被害が出た後のみ反撃が可能という事を意味するものではない。他国の侵略を未然に防ぐに足る十分な抑止力、すなわち、わが党の掲げる積極防衛能力の保持は、専守防衛の理念と合致し、日本国憲法の認める自衛権の範囲に留まるものである。
- 「必要最小限度」の解釈の見直し：政府の憲法解釈において、自衛のための必要最小限度の実力の行使や実力組織の保持は可能とされている。しかしながら、防衛力において必要最小限度を強調することは、周辺国の目に日本の抑止力を小さく映し、侵略を誘発する方向へ作用する。必要最小限度の実力とは、その時々国際情勢や相手国の状況、及びそれらへの対処の選択肢等に応じて変化するものであり、保有可能な武器については制約を設けるべきでない。また、自衛隊法に規定する自衛隊任務はネガティブリスト化すべきである。

2. 抑止力としての反撃能力の保有

- 反撃能力の保有：侵略を受けた場合に敵対国を直接攻撃する能力の保有は、一定条件下において、独立国の有する自衛措置として認められるのが当然である。その際、反撃能力保有の最大の目的は、敵対国に対してわが国を侵略することの難しさを知らしめることにある。抑止力に繋がらない中途半端な反撃能力の保有は防衛費を無駄にするだけでなく、安全保障上のリスクを高めることにもなりかねない。
- 反撃対象の制約除外：反撃の対象は、ミサイルの発射台等の物理的な軍事施設のみならず、最高司令官の居所も含む司令部、通信施設、レーダー等の幅広い指揮統制能力及びサイバー空間における軍事システムやデータ等も含むべきである。反撃により起こり得る被害の可能性を最大化して見せることは抑止力につながる。
- 有効な手段の選定：レーダーや物資集積所などを打撃する巡航ミサイル、滑走路や地下施設を打撃する弾道ミサイル、変則軌道の極超音速ミサイル、高速滑空弾などの最新ミサイル技術の保有に加え、現有潜水艦に長射程ミサイルを搭載可能にする

よう改修すべきである。抑止力を高めるためには防御困難な反撃手段が必要である。

- 指揮統制機能の見直し：現行の日米同盟調整メカニズム（ACM）下の同盟調整グループ（ACG）及び共同運用調整所（BOCC）を常設化し、恒久的な施設を付与するとともに、日米双方が専属の人員を配置して日米間の調整を行うべきである。自衛隊が反撃能力を持ち、日米間の調整が複雑になることを踏まえ、日米防衛協力の指針も改定する必要がある。
- 反撃のシナリオ想定：抑止力を働かせるには、反撃を行う条件や具体的な行動は不透明にしておかなければならない。一方で実際に反撃が必要となった際には、複雑な意思決定と行動を迅速に行う必要がある。蓋然性の高い複数のシナリオを予め作成し、米軍と共同で定期的にシミュレーションを行っておくべきである。ただし、同方針については安保3文書には記載せず、秘密裏に運用にて実施すべきである。
- 現実的な対中認識：中国は歴史的、経済的に深い関係を持つ隣国であり、平和かつ互恵的な未来志向の関係を築いていくべきである。しかしながら、有事と平時の垣根なく、わが国固有の領土である尖閣諸島を含む地域で力による一方的な現状変更の試みを続ける姿勢は、軍事的な観点から見て脅威であることに疑いの余地はない。

3. 核抑止に関する同盟強化

- 拡大抑止の強化：核兵器の根絶は長期的な人類共通の目標である。しかし、現状、わが国の平和と国民の安全は米国の核の傘を含む軍事的な抑止力によって守られている現実は認識しなければならない。米国の拡大抑止をより強固に機能させるための具体的な方策を提案し、同盟関係を一層強固にしていくべきである。
- 核共有：核保有国が力による現状変更を行う可能性を直視し、核共有（ニュークリア・シェアリング）による防衛力強化等に関する議論を開始することにより、同盟国との関係を強化し、抑止力を高めるべきである。具体的な方法としては、NATOの事例に拘らず、原子力潜水艦の共有も含むわが国に合った方式を検討すべきである。

4. 自衛隊の能力強化

- 自衛隊の増員：決定的に不足するサイバー分野を含む自衛隊の増員は不可欠である。国の存立を担う任務の特殊性を鑑み、他の国家公務員とは異なる給与体系を設定し、特殊勤務手当の見直しや給与水準の引き上げなどで待遇を抜本的に改善すべきである。また、戦争被害補償法制の整備や殉職自衛官の追悼のあり方も検討するほか、従来の防衛記念章を廃止し、諸外国軍と同等の勲章授与制度を整備すべきである。
- 継戦能力の拡充：防衛予算は正面装備にのみ重点を置くのではなく、弾薬・燃料の確保・保管や装備の部品不足解消、施設の抗堪性強化などに十分に振り向けられるべきである。正面装備中心に自衛隊が保有すべき装備の数量が明記された防衛計画の大綱の別表は、弾薬や燃料の予算が後回しになる原因であり見直しが必要である。
- サイバー防衛体制の拡充：防衛省、警察庁、デジタル庁、経産省、総務省を統括するサイバーセキュリティ局を内閣官房に設置し、実働部隊として、自衛隊のサイバー部隊が兼任する 1 万人規模のサイバーセキュリティセンターを設置すべきである。政府クラウドを作り、ファイアーウォールで防衛するとともに、民間の重要インフラにもサイバーセキュリティに一定の義務を課す。その際、不正アクセス防止法、不正司令電磁的記録罪から自衛隊を適用除外することが前提となる。
- 対処力の統合：世界 6 位の広さを持つ日本の海を守り抜くためには自衛隊と警察組織たる海上保安庁とが切れ目をなく連携できる体制が必要である。わが党が法案提出した自衛隊法の改正により自衛隊の警戒監視活動と限定的な武器使用を認めるとともに、海保法改正で海保の任務に領海の警備を加えるべきである。
- 米軍との連携強化：平和安全法制で自衛隊は集団的自衛権の限定的行使や平時の米艦等防護が可能になったが、米軍支援は「武力行使の一体化」にならない範囲に限られる。戦闘現場で自衛隊が米軍を見捨てて撤退する可能性もあり、同盟の信頼性が担保できない。グレーゾーン事態でも後方支援ができるよう法改正すべきである。
- 自衛隊の英名変更：自衛隊は「Self Defense Force」と訳される。しかし、「Self Defense」とは自らを守ることを意味し、国を守るという解釈は一般的でない。自衛隊の実質は国を守る武力であり、本来は「国防軍」、「防衛軍」、少なくとも「防衛隊」といった名称が適当である。国際社会における正確な認知のためにも、自衛隊の英名は「Defense Force」と改称すべきである。

5. 非軍事的な防衛能力の強化

- 「攻め」の経済安全保障：経済安全保障推進法は、特定物資サプライチェーン強靱化や基幹インフラ事前審査など「守り」が重視されている。エコノミック・ステイトクラフトを仕掛ける国は、経済力やレアアースなどを武器に相手国を支配下に置くことを目指す。そのため、逆に相手国が日本に依存せざるを得ない技術に集中投資し、対抗手段を確保する「攻め」の経済安全保障政策に力点を置くべきである。
- 情報戦力の拡充：国家安全保障局の下で NISC や防衛省サイバー防衛隊を統合するとともに、不正アクセス禁止法の改正、モニタリング機能強化、及び国民のリテラシー向上を図るべきである。悪意の外国人の国内浸透阻止のためスパイ防止法を制定するほか、重要土地売買の事前審査制度導入など規制の強化も進めるべきである。
- 技術革新への先手の対応：サイバー、宇宙、電磁波等の軍事技術及び民間のマルチユース技術のイノベーションに迅速に対応できる体制を構築すべきである。ハイブリッド戦ではサイバー空間での住民投票や市場取引の拡大などが軍事利用される恐れもある。技術革新が引き起こす想定外のリスクに能動的に対処する必要がある。

6. 平和を保つ国際秩序の再構築

- 外交構想力の強化：軍事は外交を尽くした先に起きるものであり、外交は軍事の裏付けなしに成立しない。外交と軍事は表裏一体でどちらも必要であり、防衛力強化に応じた外交力強化を行うべきである。わが国の平和と安全を保てる国際秩序の形を自ら構想し、その実現に向けて国際社会に踏み込んだ提案をする事が求められる。
- 国連安保理改革：ロシアのウクライナ侵略により、国連安保理は拒否権を持つ五大国による国連憲章違反の暴挙に対して無力であることが露呈した。わが国は国連改革を求め続けるとともに、コフィ・アナン元国連事務総長時代に提起された非常任理事国よりも任期が長く、より常任理事国に近い権限を持つ「国連準常任理事国」の設置を実現すべく強く働きかけるべきである。
- 同盟国・同志国のネットワーク強化：日米豪印に英と EU を加えた強力な包囲網を形成し、インド太平洋で一方的な現状変更の試みができない状態をつくるべきである。自由で開かれたインド太平洋「FOIP」への広範なパートナー国の確保、日米豪

印の枠組み「QUAD」の強化、米英豪の装備を中心とした枠組み「AUKUS」への参画に加え、NATOとの連携強化とファイブアイズへの参加検討を行うべきである。

- パートナー関係の拡大：自由民主主義国家と権威主義国家との間で二者択一を迫られる局面の多いASEANを始めとするグローバル・サウスに対し、開発協力を通じて主権の尊重、法の支配、自由な経済活動など、基本的な価値観を共有していくとともに、関係強化の具体的成果としてFOIPへの加入を促していくべきである。

7. 防衛予算の増額

- 予算規模の拡大：GDP比2%のNATO基準まで防衛予算を引き上げることは不可欠である。わが国の防衛力強化だけでなく、世界の平和と安定の維持に向けて民主主義国家陣営が強固に連携し、それぞれ応分の負担を果たすことは国際的責務である。日本は確たる政治意志として具体的な数字を内外に表明すべきである。
- 防衛予算の定義：NATO基準ではコーストガード（沿岸警備隊）を国防費に含む場合があるが、それは軍としての訓練を受け、装備を持ち、軍の直接の指揮下で軍事展開できることが条件である。海上保安庁の予算を防衛費に含めるには、海保法25条改正等による対処力としての自衛隊との一体化が前提となる。
- 財源の確保：国防は経済に優先する。しかし、経済が成長しなければ、税率を上げても税収は増えず、防衛費も捻出できない。財源は安易に増税に頼るべきでない。まず、行財政改革を通じた徹底的な歳出削減と経済成長による税収増で賄う中長期的な道筋を示すべきである。その上で、短期的な財源として、政府の保有する金融資産や新型コロナの収束により減少する対策費等からの予算振替を検討すべきである。財源の議論は財政論であり、政府予算全体で最適解を導き出すべきである。
- 使途の明確化：防衛費の増額は防衛力を一つ上の段階に高めるためであり、これまでの延長線上の軍備拡張や規模拡大に使われるべきでない。また、人事、給与、給食など、陸海空自衛隊がそれぞれ独自に設置している部署を統合し、余剰人員を他の部隊に割り当てるなど一層の歳出削減努力を合わせて行うべきである。
- 使途の厳格化：総額ありきの議論で関係性の薄い関係省庁の予算を防衛費に計上し水増しすることは断じて容認できない。国際社会から日本の決意が見くびられ、同盟国・有志国との信頼関係にも影響を及ぼす。強化対象となる国家安全保障の最終

的な担保となる防衛力とは、侵略行為を實力で阻止し得る防衛力のみを意味する。

- 透明性の確保：使途の透明性確保は不可欠である。内部で使途をチェックできる会計検査院的な仕組みの創設が求められる。今回の防衛費増額の予算は事項要求となっており国会では内容のチェックができない。また、使途についても防衛機密を理由に政府答弁では明らかにならず、説明責任が十分果たされているとはいえない。
- 国民理解の醸成：防衛費を大幅に増加させるにあたり、「安全はタダではなく、国防は福祉である」ことを国民に理解してもらうことが前提になるが、政府の努力は全く足りない。現行の防衛予算水準では中国、北朝鮮、ロシア等の軍事的脅威に対処しきれない現実について国民に説明を尽くし、理解と協力を得るべきである。
- 国民保護体制の構築：南西諸島を中心にシェルターの地下化を早急に行うべきである。市町村庁舎の地下化から着手するなど、メリハリの利いた整備が必要である。また、ミサイル防衛システムの抜本的強化、重要インフラ保護、有事の際の自衛隊と警察の役割分担の明確化、Jアラートの運用改善、国民保護のための住民避難訓練の実施など、拒否的抑止にもなる国民保護の体制構築と予算確保をすべきである。

以上